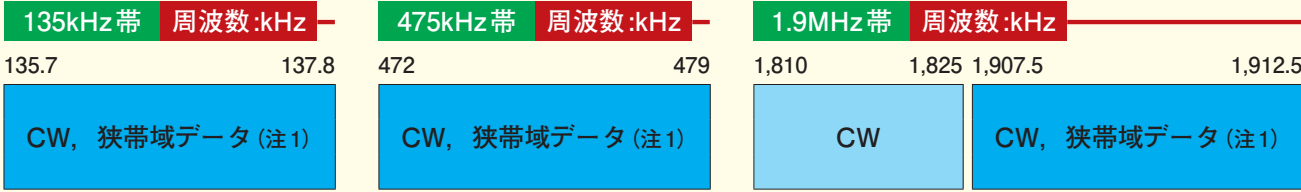


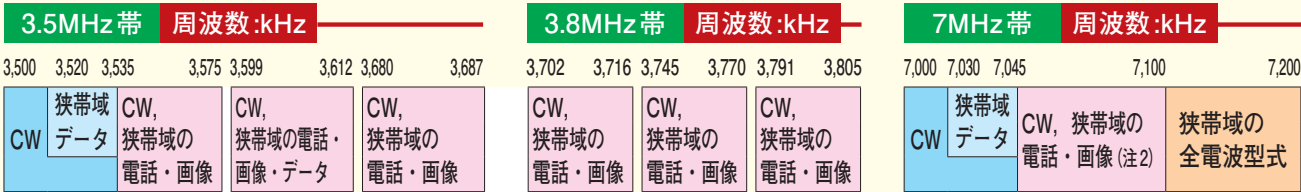
# アマチュアバンドプラン

平成27年1月5日施行

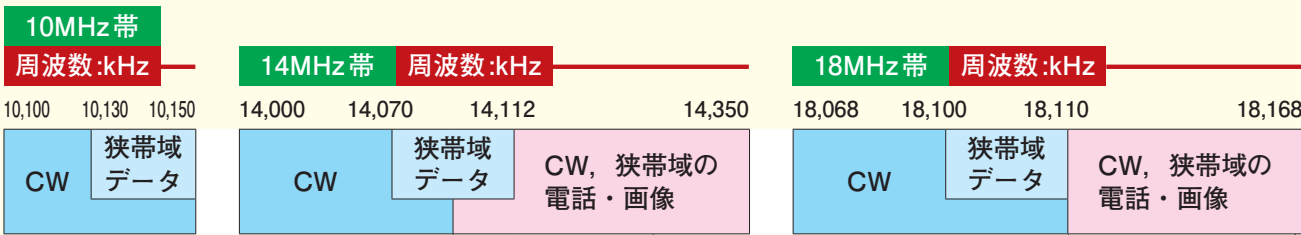
【狭帯域：占有周波数帯幅が3kHz以下 (A3Eを除く)、広帯域：占有周波数帯幅3kHzを超える】



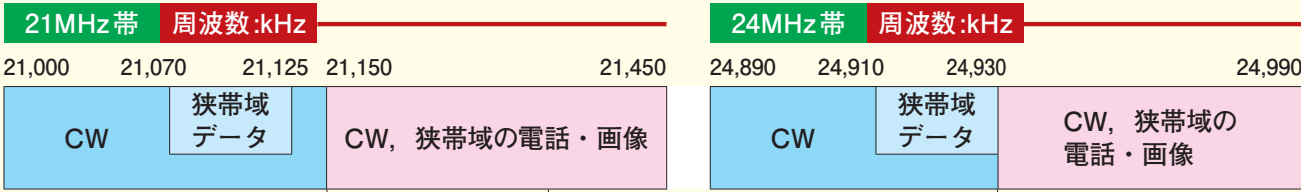
注1：占有周波数帯幅は200Hz以下のものに限る。



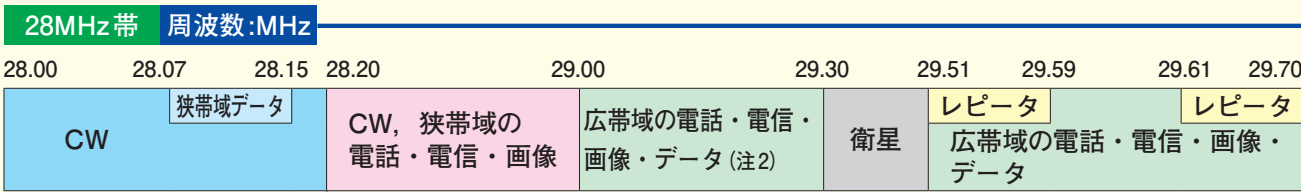
注1：3,535kHzから3,575kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。  
 注2：7,045kHzから7,100kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。



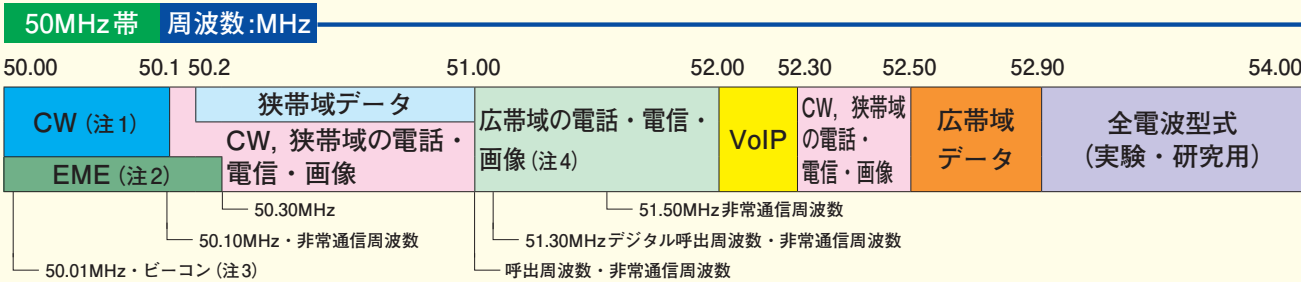
注1：14,100kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。  
 注2：14,112kHzから14,150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。  
 注3：18,110kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。  
 注4：18,090kHzから18,100kHz及び18,110から18,120kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。



注1：21,150kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。  
 注2：21,125kHzから21,150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。  
 注3：24,930kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信場合に限る。  
 注4：24,930kHzから24,940kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。

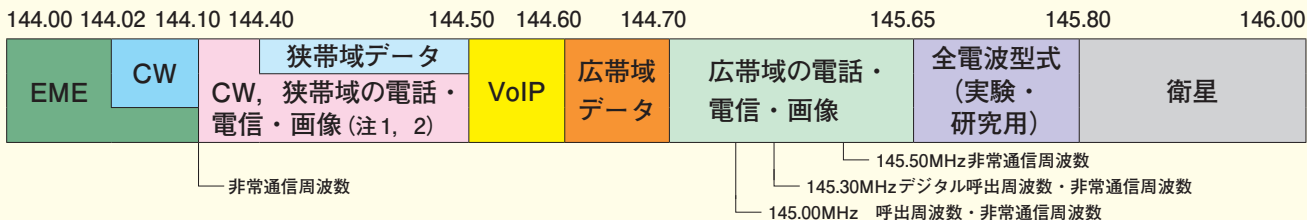


注1：28.20MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。  
 注2：29.00MHzから29.30MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下の電話・電信・画像・データ及びCWによる通信にも使用することができる。  
 注3：28.150MHzから28,200MHzまでの周波数までは、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。



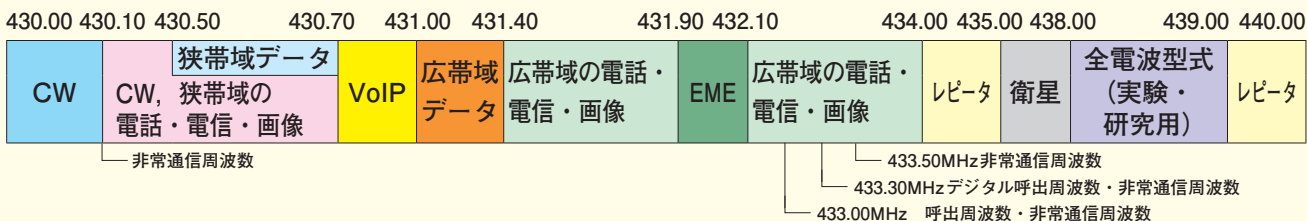
注1 50.00MHzから50.10MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下のデータ通信にも使用することができる。  
 注2 50.00MHzから50.20MHzまでの周波数で月面反射通信(EME)を行う場合に限り占有周波数帯幅が3kHz以下のデータ通信にも使用できる。  
 注3 50.01MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。  
 注4 51MHzから51.5MHzまでの周波数で外国のアマチュア局と通信を行う場合は、占有周波数3kHz以下の電話・電信・画像・データ及びCWによる通信にも使用することができる。

### 144MHz帯 周波数:MHz

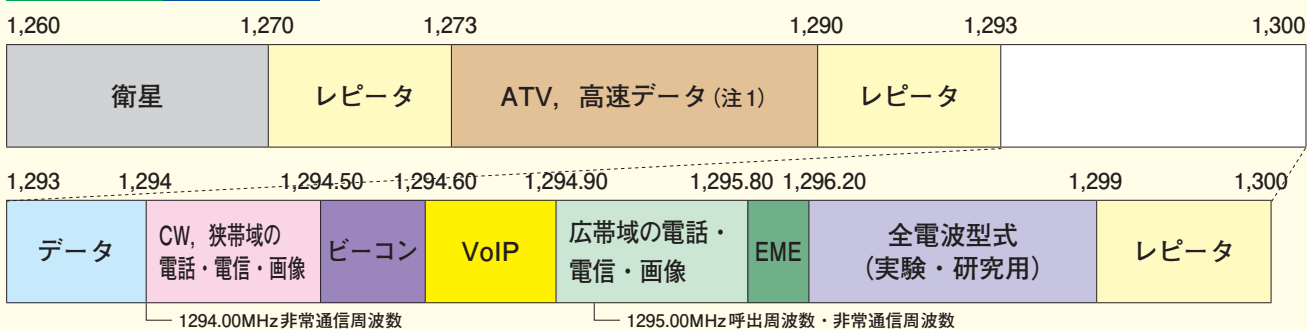


注1: 144.10MHzから144.20MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局と月面反射通信にも使用できる。この場合の電波の占有周波数帯幅の許容値は3kHz以下のものに限る。  
 注2: 144.30MHzから144.50MHzまでの周波数は、国際宇宙ステーションとの交信に限って広帯域の電話、電信および画像通信にも使用することができる。

### 430MHz帯 周波数:MHz

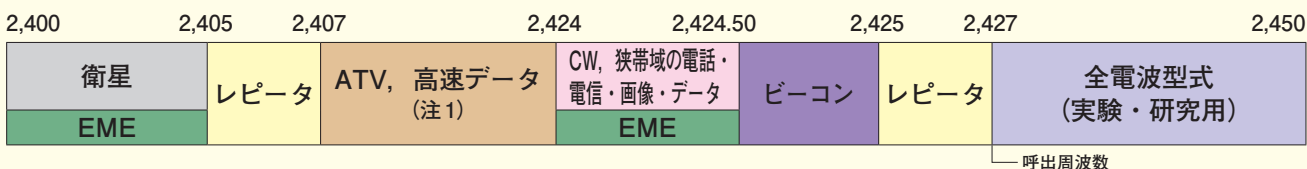


### 1200MHz帯 周波数:MHz



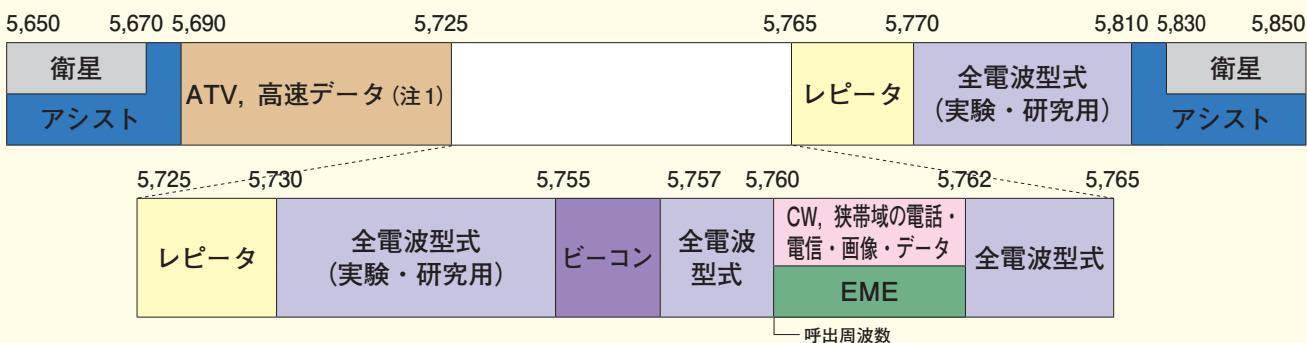
注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

### 2400MHz帯 周波数:MHz



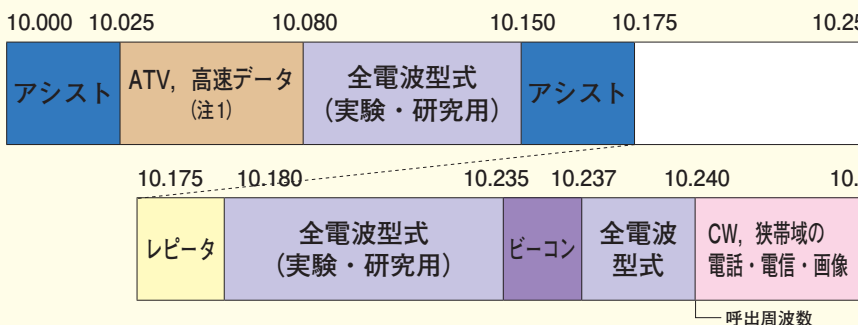
注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

### 5600MHz帯 周波数:MHz



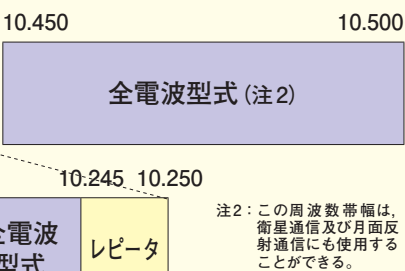
注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

### 10.1GHz帯 周波数:GHz



注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

### 10.4GHz帯 周波数:GHz



注2: この周波数帯幅は、衛星通信及び月面反射通信にも使用することができる。

# バンドプランの表記と代表的な電波型式及び通信方式

表記	代表的な電波型式及び通信方式
CW	A1A(モールス符号を使用する電信)
狭帯域	占有周波数帯幅が 3kHz 以下のもの。AM(A3E)の帯域幅は 6kHz だが、例外的にこの区分で運用する
広帯域	占有周波数帯幅が 3kHz を超えるもの
狭帯域データ	SSB 無線機を使用し帯域幅が 3kHz 以下の PSK-31(G1B, A2B)や JT-65(F1D), RTTY(F1B, A2B)等のデータ通信(135kHz 帯, 475kHz 帯, 1.9MHz 帯は帯域幅 200Hz 以下)
広帯域データ	帯域幅が 3kHz 以上のデータ通信。FM 無線機を使用したパケット通信(F2D), RTTY(F2B), PSK-31(F2B)等
狭帯域の電話	SSB(J3E)や AM(A3E)
広帯域の電話	FM(F3E), D-STAR の DV(F7W)等
狭帯域の電信	AM の送信機に可聴周波数(例:800Hz 等)の発信器を付加して A2A や A2B の通信を行う場合の区分
広帯域の電信	FM の送信機に可聴周波数(例:800Hz 等)の発信器を付加して F2A や F2B の通信を行う場合の区分
狭帯域の画像	SSB 無線機を使用した SSTV 通信(F3F)や FAX(F3C)
広帯域の画像	FM 無線機を使用した SSTV 通信(F3F)や FAX(F3C)
ビーコン	電波伝搬調査のためのビーコン用(A1A, F2A 等)
呼出周波数	FM(F3E)の通信では、呼出周波数(メインチャンネル)で CQ 呼出しや特定の局を指定して呼出しを行い使用する周波数等の連絡が完了したら、呼出周波数以外の周波数に移行して交信を行います。呼出周波数は連絡設定専用の周波数ですので、この周波数では連絡設定以外の交信を行うことはできません
レピータ	レピータ局(中継局)を使用する通信。レピータ局は 29MHz 帯, 430MHz 帯, 1200MHz 帯, 2400MHz 帯, 5600MHz 帯, 10GHz 帯で免許されている。FM(F3E), D-STAR DV(F7W), D-STAR DD(F1D)
EME	月面反射通信(Earth-Moon-Earth)
VoIP	Echolink や IRLP, WIRES 等の通信(F3E, F7W)
全電波型式	電波の型式や運用形態を問わない周波数区分
衛星	アマチュア衛星を使用する通信
ATV	アマチュアテレビ(F8W, F3F)
高速データ	占有周波数帯幅が 9MHz 以上の高速データ通信
アシスト	D-STAR レピータ局相互間を接続するアシスト局(中継専用)間の無線中継回線(F1D, F7W)

RTTY: Radioteletype(ラジオテレタイプ)

SSTV: Slow scan television

VoIP: Voice over Internet Protocol を活用したアマチュア無線システム

## 知っておこう 一次業務、二次業務とは？

無線業務の周波数割り当てで、同じ周波数帯を他の業務と共用する場合があります。

共用する無線業務の優先権を定めたもので、二次業務の無線局は一次業務の無線局に妨害を与える場合には周波数を変更したり、停波したりするなどの運用制限が課せられています。

アマチュア無線では、1200MHz から 24GHz 帯の周波数帯では 10.4GHz 帯を除く全ての周波数帯が二次業務となっています。

## 知っておこう ISM バンドとは？

ISMとは Industry-Science-Medical bandの略称で、産業・科学・医療用の無線バンドです。

このバンドは通信以外の用途に使用する周波数帯で国際電気通信連合(ITU)憲章の無線通信規則で周波数帯が規定されています。

私たちの身近なところでは、IC 乗車券の Suica などの交通系 IC カードに使用されている 13.56MHz 帯をはじめ、27MHz 帯, 40MHz 帯, 2400MHz 帯などがあり、通信以外のさまざまな用途で使用されています。